

支部規則・規定

平成 7 年 4 月

- (一部改訂 平成12年4月1日)
- (一部改訂 平成14年4月1日)
- (一部改正 平成15年4月1日)
- (一部改正 平成19年4月1日)
- (一部改正 平成22年4月1日)
- (一部改正 平成24年4月1日)
- (一部改正 平成25年4月1日)
- (一部改正 平成28年4月1日)
- (一部改正 平成29年4月1日)

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会
関 東 支 部

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会 関東支部規則

第 1 章 総 則

(名称と事務所)

第1条 本支部は、一般社団法人全国道路標識・標示業協会関東支部と称し、事務所を東京都千代区に置く。

(目 的)

第2条 本支部は、道路標識、路面標示等道路交通安全施設に関する研究、開発及び技術の向上を通じて、安全かつ円滑な道路交通の確保を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 一般社団法人全国道路標識・標示業協会定款（以下「定款」という。）第4条に規定する本部事業の円滑な推進
- (2) 官公庁及び関係団体との連絡及び協力
- (3) その他本支部の目的達成に必要な事業

(所 轄 地 域)

第4条 本支部の所轄地域は、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県及び長野県とする。

(都協会及び県協会)

第5条 会員相互の連絡協調を密にし、支部の活動を円滑にするため、前条の所轄地域に都協会又は県協会（以下「都県協会」という。）を置く。

(都県協会の組織及び運営)

第6条 都県協会の組織及び運営については別に定める。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第7条 本支部の会員は、次の3種をもって構成し、正会員及び支部会員を民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 定款第5条に規定する資格を有し、前条の所轄地域内に本社又は本店を有するもの
- (2) 支部会員 他の支部に所属する本部の正会員で、前条の所轄地域内に支店、営業所又は出張所を有するもの

(3) 賛助会員 第2条の目的に賛同し、事業を援助する個人及び団体

(入会手続)

第8条 都協会及び県協会から正会員としての入会申込みの推薦があった場合には、一般社団法人全国道路標識・標示業協会運営規則（以下「運営規則」という。）第4条の規定に従って申込みを受け、第23条に規定する幹事会において運営規則第5条の規定により審査を行い、入会申込書を取扱うものとする。

(会員)

第9条 支部会員は、関東支部会費規則の定めるところにより、本部会費、及び支部会費を納付しなければならない。

2. 納入した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(退会の手続)

第10条 会員が支部を退会するときは、未納の会費を納入し、退会届を支部長に提出するものとする。

2. 支部長は、会員から退会の申出があったときは、一般社団法人全国道路標識・標示業協会会長（以下「会長」という。）に退会届を提出するものとする。

(除名の手続)

第11条 支部長は、会員に定款第9条に定める除名の理由に該当する行為が認められた場合は、支部幹事会の承認を経て会長へ除名を上申することができる。

(会員資格の喪失及び停止)

第12条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会

(2) 除名

(3) 会社の解散

2. 会員がその年度の会費等の納入を怠った場合は、幹事会の承認を経て次年度より当支部からの情報の提供及び会員名簿等への記載の権利を、その義務の履行まで、一時停止するものとする。

3. 前項の場合においては、資格停止しようとする会員に対し、資格停止しようとする旨をあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(届出)

第13条 支部会員は、次の各項の一に該当する場合は、遅滞なく支部長に届け出るものとする。

(1) 代表者、所在地、電話番号等の変更があったとき

(2) 事務所を休廃止したとき

(3) その他支部総会で定めた必要事項

第 3 章 役 員 等

(役員の種類、幹事会及び構成)

第14条 本支部に次の役員を置く。

支 部 長	1 名
副支部長	3 名
常任幹事	4 名以上 8 名以内
幹 事	9 名以上 1 8 名以内
監 事	2 名

2. 幹事には、都県協会の正副会長のいずれかをもって充てる。

(役員 の 選 任)

第15条 前条の役員は、会員のうちから支部総会において選任する。

(役員 の 職 務)

第16条 支部長は、本支部を代表し、会務を統括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任幹事は、主として委員会活動を通じて本支部の運営に当る。
4. 幹事は、都県協会を代表し、本支部の運営に当る。
5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行なう。

(役員 の 任 期)

第17条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

(役員 の 報 酬)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、その勤務を行なうために必要な費用を支弁することができる。

(顧問及び相談役)

第19条 本支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問は、支部長であった者又は本支部の運営に関し功労があった者で、幹事会の決議を経て、支部長が委嘱するものとする。
3. 相談役は、本支部が選出した本部理事もしくは幹事又は本支部の運営に関し必要とする専門知識を有する者で、幹事会の決議を経て、支部長が委嘱するものとする。
4. 顧問及び相談役は、支部長及び幹事会に対して意見を述べることができる。
5. 第17条及び第18条の規定は、顧問及び相談役について準用する。
この場合、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第 4 章 会 議

(総 会)

第20条 本支部の通常総会は、毎年1回会計年度終了後2箇月以内に開催し、臨時総会は、会員の5分の1以上の請求もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は支部長が必要と認めるとき開催する。

2. 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 支部規則の制定及び改正
- (2) 事業計画の策定に関する事項
- (3) 収支予算の決定及び収支決算の承認
- (4) 支部役員を選出
- (5) 本部から割り当てられた本部理事及び監事を選出
- (6) その他本部の運営に関する重要な事項

(招 集)

第21条 総会の招集は、支部長が開催日の7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した文書により、支部会員に通知して行なうものとする。

(総会の成立)

第22条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席会員に委任状をもって議決権の行使を委任することができる。

2. 総会の議長は、支部長をもって充てる。
3. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹 事 会)

第23条 幹事会は、役員をもって構成し支部長が必要と認めるとき、又は幹事の請求があったときに開催し、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他支部及び都県協会の運営に関する事項

(常任幹事会)

第24条 常任幹事会は、支部長が必要と認めるとき、又は副支部長、常任幹事が必要と認めるときに開催し、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 各委員会の事業計画
- (3) その他委員会の運営に関する事項

第 5 章 委 員 会

(委員会の構成)

第25条 本支部に第3条の事業活動を推進するため、次の各号に掲げる委員会を設置する。

(1) 標識委員会

- ・道路標識、反射鏡等交通安全施設について設計及び設置方法等の技術に関する調査研究
- ・道路標識等に関する技術図書、技術文書の作成
- ・道路標識、反射鏡等に関する積算基準及び積算方法の検討並びに調査機関に対しての協力

(2) 標示委員会

- ・道路標示、道路鋏等の交通安全施設について設計及び設置方法等の技術に関する調査、研究
- ・道路標示等に関する技術、図書及び技術文書の作成
- ・道路標示施工技能検定の実技試験への協力、実施
- ・道路標示等に関する積算基準、積算方法の検討並びに調査機関に対しての協力

(3) 防護柵委員会

- ・防護柵等交通安全施設について設計及び設置方法等の技術に関する調査研究
- ・機械施工に関する新工法及び設置機器の研究開発
- ・防護柵に関する積算基準及び積算方法の検討並びに調査機関に対しての協力

(4) 企画・広報委員会

- ・道路標識・道路標示等の振興に関する調査研究
 - ・新工法、新製品の調査、研究開発
 - ・講演会、講習会、見学会等の企画、立案及び実施
 - ・技術、技能向上に関する調査、研究、立案
 - ・各種出版物の企画、編集、発行
 - ・官公庁に対する報告、連絡
2. 委員会は、支部長の委嘱する常任幹事、会員中の職員及び部外の学識経験者等で構成し、委員長は常任幹事をもって充てる。
 3. 委員会の成果は、支部長に報告し、常任幹事会に図る。

(議 決)

第26条 幹事会、その他の諸会議の議決は、すべて出席者の過半数の同意をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

会議を開催したときは、その日時、場所、出席者氏名、議事内容の大要等を記載した議事録を作成し、これを保存すること。

(書 面 表 決)

第27条 やむ得ない理由のため、会議に出席出来ないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、第20条の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第28条 総会の議長は、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載して議長及び出席者のうちから、会議において選任された議事録署名者2名が記名捺印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 支部会員の現在数
- (3) 会議に出席した支部会員氏名（書面表決者及び表決委任者）
- (4) 議決事項
- (5) 議決の経過

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 資産は、支部長が幹事会の議決を経て管理する。

(経費の支弁)

第30条 本支部の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第31条 本支部の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に、その年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承諾を受けなければならない。

(会 計 年 度)

第32条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事 務 局)

第33条 本支部の事務処理するため、事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

2. 事務局長及び職員は、支部長が任命する。
3. 事務局の組織及び運営に関する事項は、幹事会の議決を経て支部長が定めることができる。

(備付け書類)

第34条 支部長は、毎年事業年度の終りに次に掲げる書類を整理し、かつこれを支部に備えなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 収支決算表
- (3) 事業報告書

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会 関東支部会費規則

(会 費)

- 第1条 会員が支部に納入する会費（以下「支部会費」という。）の年額は、別表に定める額とする。会員が支部会費として負担する額は、本部会費規則第2条第2項に定める「対象完工高」を基準とし、支部が定める別表の区分に応じ、会員の支部内における対象完工高が該当するランクに揚げる金額とする。
2. 賛助会員の会費は、一口年額20万円とする。

(会費の納入)

- 第2条 会員は、当該年度分の支部会費を支部の発行する請求書により、毎年6月末日迄に当該支部に納入するものとする。
2. 賛助会員は、賛助会員会費を毎年支部が発行する請求書により、毎年6月末日迄に当該支部に納入するものとする。

(委 任)

- 第3条 この規則に定めるもののほか、会費の納入に関し、必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行できるようにする。
この規則の改正による適用は、平成29年4月1日からとする。

別 表

ランク	完工高 (百万円)	支部年会費 (円)
A	2,550超 ~	960,000
B	1,550超 ~ 2,550以下	640,000
C	1,050超 ~ 1,550以下	480,000
D	425超 ~ 1,050以下	320,000
E	225超 ~ 425以下	220,000
F	150超 ~ 225以下	140,000
G	100超 ~ 150以下	100,000
H	100以下	60,000

参 照

本部会費ランク表

ラ ン ク	完 工 高 (百 万 円)	会 費 額 (千 円)
A-1	5,050超	2,600
A-2	3,800超~5,050以下	2,100
A-3	2,550超~3,800以下	1,600
B-1	2,050超~2,550以下	1,100
B-2	1,550超~2,050以下	900
B-3	1,050超~1,550以下	700
C-1	800超~1,050以下	500
C-2	550超~ 800以下	400
C-3	425超~ 550以下	300
D-1	325超~ 425以下	250
D-2	225超~ 325以下	210
D-3	150超~ 225以下	170
E-1	100超~ 150以下	140
E-2	50超~ 100以下	90
E-3	50以下	70

優秀施工者国土交通大臣顕彰候補者 推薦規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人全国道路標識・標示業協会に優秀施工者国土交通大臣顕彰を上申するにあたっての推薦規定を定めたものである。

(推薦の対象)

第2条 現在道路標識・標示工事及び製作に従事する技能者で次の各号に該当する者を推薦の対象とする。

1. 品行方正、業務に熱心で他の模範と認められる者。
2. 当該技能職で20年以上の実務経験を有し、40歳以上60歳未満で下記推薦基準を満たしている者。
 - ① 技術・技能が優秀であること。(技能資格・技術資格)
 - ② I) 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を上げていること。(具体的改善内容)
II) 建設工事に相当の実績があること。(代表的工事名・担当職務)
 - ③ 後進の指導育成に努めていること。(指導期間・指導機関)
 - ④ 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること。(無事故期間)
 - ⑤ 他の建設現場従事者の模範であること。(表彰等)
3. 原則として、協会活動(支部・都県協会)に4年以上従事し、一般社団法人全国道路標識・標示業協会優良技能者表彰若しくは関東支部表彰を受賞していること。
4. 関東支部優良技能者表彰を受賞し3年以上経過しているもの。

(都県協会長及び委員長の上申)

第3条 都県協会長及び委員長は、第2条各項に該当すると認められる者のある場合は、別表様式の調書を作成の上、支部長に上申するものとする。

(選考方法)

第4条 被推薦者の選考は、幹事会において審議選考する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から改定施行する。

新) 第2条4 を追加

本部優良技能者 推薦規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人全国道路標識・標示業協会表彰規定のうち、本部優良技能者を上申するにあたっての推薦規定を定めたものである。

(推薦の対象)

第2条 現在道路標識・標示工事及び製作に従事する技能者で次の各号に該当する者を推薦の対象とする。

1. 品行方正、業務に熱心で他の模範と認められる者。
2. 当該技能職で10年以上勤務し、且つ技能について優秀で部下の指導教育にあたりしている者、又は団体の研修会等の技能指導者を努めたことのある者。
3. 原則として、協会活動（支部・都県協会）に4年以上従事し、関東支部表彰若しくは都県協会表彰を受賞していること。

(都県協会長及び委員長の上申)

第3条 都県協会長及び委員長は、第2条各項に該当すると認められる者のある場合は、別表様式の調書を作成の上、支部長に上申するものとする。

(選考方法)

第4条 被推薦者の選考は、幹事会において審議選考する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

関東支部優良技能者 表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人全国道路標識・標示業協会関東支部（以下「支部」という）
会員会社の従業員について、優良な技能者に関する事項を定めたものである。

(表彰の対象)

第2条 現在、道路標識・路面標示工事及び制作に従事する技能者で、次の各号に該当するものを表彰の対象とする。

1. 品行方正、業務に熱心で他の模範と認められる者。
2. 当該技能職で10年以上勤務し、且つ技能について優秀で部下の指導教育に当たっている者、又は団体の研修会等の技能指導者を努めたことのある者。

(都県協会長の上申)

第3条 都県協会長は、会員の推薦を受け第2条各項に該当すると認められる者のある場合は、別表様式の調書を作成の上、支部長に上申するものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年総会時に行うものとする。但し、特別緊急なものについてはこの限りではない。

(選考方法)

第5条 被表彰者の選考は、幹事会において審議決定する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

関東支部 表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人全国道路標識・標示業協会関東支部（以下「支部」という）の役員、委員及び会員その従業員の表彰に関する事項を定めたものである。

(表彰)

第2条 支部長は、社会公共のため、又は支部運営上あるいは道路標識標示の建設業に関し、貢献があると認められる者及び団体に対して表彰することができる。

(表彰の種類)

第3条 表彰は、表彰状と感謝状の2種類とする。

1. 表彰状は、次の各号の一に該当すると認められる者及び団体に対して授与する。
 - (1) 社会公共のため、又は支部運営あるいは道路標識標示の建設業に関し、有益な改善、工夫、研究等あるいは安全作業の改善に努め、顕著な業績があると認められる者。
 - (2) 協会活動（支部及び都県協会）に4年以上従事し、業績が優秀であると認められる者。
 - (3) 支部運営上、挙げた業績が優秀であると認められる都県協会及び委員会。
2. 感謝状は、次の各号の一に該当すると認められる者及び団体に対して授与する。
 - (1) 支部業務に関し、多くの業績があると認められる退任した役員。
 - (2) 協会業務に多大な貢献をしたと認められる会員外の者及び団体。

(都県協会長及び委員長の上申)

第4条 都県協会長及び委員長は、第3条各項に該当すると認められる者のある場合は、別表様式の調書を作成の上、支部長に上申するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年総会時に行うものとする。但し、特別緊急なものについてはこの限りではない。

(選考方法)

第6条 被表彰者の選考は、幹事会において審議決定する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。